

<<<今号の目次>>>

1. 取組事例 innovation～最高の職場環境が、最高の利用者サービスへ～

2. 最新情報

《お知らせ》 4件

《地方公共団体等の動き》 10件

■□■1. 取組事例



Innovation ～最高の職場環境が、最高の利用者サービスへ～
社会福祉法人あいのわ福祉会

Innovation とは、「あいのべーしょん」と読み、頭文字の「i」にはアルファベット読みの職員個人(=私)と日本語読みの法人(あいのわ福祉会)の2つの意味を込め、職員の変化が法人への革新をもたらすというワーク・ライフ・バランスを推進するためのビジョンを掲げています。

自己の人生が豊かでなければ他者を笑顔にはできなく、障害者支援を行う上で、職員の自己実現は利用者へのサービス向上に直結する経営的問題です。職員一人ひとりの満足感や成長こそが法人発展につながるものと捉え、職員一丸となって取り組んでいます。

■主な取組・制度の概要・特長

有給休暇・特別保存休暇

有給休暇は本人や家族の通院や子供のちょっとしたことでも使いやすくするために時間単位での取得を認めています。また、法的な不繰越分の有給休暇について最大60日を限度に保存する特別保存休暇制度を確立し、本人の私傷病や育児・介護において使用可能としています。

育児休業・育児短時間制度・子の看護休暇

若年層が多いあいのわ福祉会にとってニーズが最も見込まれるのが育児期の制度。育児

休業は1歳6か月まで取得が可能で、育児短時間においては6時間又は7時間の時短勤務を無条件に子が小学校就学前まで認めています。また、特別な事情がある場合にはその時期まで延長可としています。更には、子の看護休暇の全日を時間単位取得可とし、一部有給化を行い、すべての制度を取得しやすい環境としています。

応援ガイドブック・ハラスメント防止ハンドブック

制度はつくるだけでは不十分。職員に定着・浸透しなければ意味をなさないものと考え、職員が気兼ねなく利用できる環境づくりを進めることを目的に、平易にまとめたワーク・ライフ・バランス応援ガイドブックを策定し、職員に各個配布しています。また、理解ある上司や周りの環境を醸成するためにハラスメント防止ハンドブックを策定し、内部研修等も実施しています。

■成果

育児休業や介護休業の復帰率は100%で、出産や育児・介護による離職ゼロを達成しています。直近3か年の離職率は5%を下回り、確実な成果に結び付いています。

■利用・活用した社員の声

法人本部 男性

「ノー残業」の取組などで早帰りでき、家族と過ごす時間が増えました。制度もとても利用しやすい雰囲気があります。

■会社情報

- ・会社名 社会福祉法人あいのわ福社会
 - ・事業内容 障害福祉事業
 - ・本社所在地 東京都足立区青井 4-30-5
 - ・社員数 305名（男性114名、女性191名）2019年8月時点
- <http://www.ainowa.or.jp/ainowa/lifeworkballance/>

■□■ 2. 最新情報

《お知らせ》

【厚生労働省】

- [両立支援等助成金]仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を応援します！

→厚生労働省では、育児・介護等と仕事の両立支援に取り組む事業主向けに両立支援等助成金を支給しております。優秀な人材を確保・定着させるために、育児・介護による離職を防ぐための職場環境づくりを進めたいと考えている事業主の皆様、ぜひこの助成金をご活用ください！

(両立支援等助成金の主なコース)

・出生時両立支援コース[子育てパパ支援助成金]

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組み、子の出生後8週間以内に育児休業等を取得させた事業主に支給します。

・(中小企業事業主のみ対象) 介護離職防止支援コース

中小企業事業主が、「介護支援プラン」を策定して労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)を導入し、利用者が生じた場合に支給します。

・(中小企業事業主のみ対象) 育児休業等支援コース

中小企業事業主が、「育休復帰支援プラン」を策定して労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合、育休取得者の代替要員を確保した場合、復帰後仕事と育児の両立が特に困難な時期の労働者の支援に取り組んだ場合に支給します。

・再雇用者評価処遇コース[カムバック支援助成金]

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由として退職した労働者が、就業が可能になったときに復職できる制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に支給します。

支給のための詳しい要件等については、以下の URL をご覧ください。

【両立支援等助成金について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000539051.pdf>

●自営型テレワーク活用セミナー ～自営型テレワークの適正な実施のためのガイドラインの説明～

→「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する注文者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。

※会社に雇用されないで、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方やそのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などに向けた説明会です。

・自営型テレワーク活用セミナー in 愛知

開催日時：10月4日（金）10:00～12:00

開催場所：ウインクあいち（名古屋市中村区名駅4-4-38）

－詳細、申込はWEBサイトにて－

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/20191004.html>

●テレワーク導入に関するセミナー

→テレワークには労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上及び情報通信技術面における留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーを開催します。

開催日：（大阪）大阪府大阪府中央区 2019年10月7日（月）／時間：13:00～15:45

申込はWEBサイトにて

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

●テレワークに関する体験型イベント

→テレワークの利用に興味のある方を対象に、情報端末を用いての体験等により、テレワークのメリットを実感いただくとともに、テレワークにおける労務関係法令の解説や事例紹介を行うなどテレワークの導入に役立つ内容で開催いたします。

・開催日：大阪市 2019年11月7日（木）／時間：10:00～12:30／14:00～16:30／

・開催日：新潟市 2019年11月15日（金）／時間：10:00～12:30／14:00～16:30／

・開催日：福岡市 2019年11月22日（金）／時間：10:00～12:30／14:30～17:00／

－詳細、申込はWEBサイトにて－

<http://teleworkevent.jp/>

《地方公共団体の動き》

【秋田県】

「働き方改革関連法」セミナーのお知らせ

→秋田労働局では広く県内の事業主に「パートタイム・有期雇用労働法」などを周知するため、2019年9月～10月にかけて県内各地でセミナーを開催します。

開催日時：2019年9月～10月（複数設定日あり） 各13時30分～15時45分 能代市
文化会館中ホール 他／受講料：無料／申込方法：申込書に必要事項を記入の上、FAX
にて申込

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/38258>

【山形県】

「やまがたイクボス同盟」加盟企業・団体を募集しています！

→男女が共に仕事と子育て等を両立できる社会の実現を目指し、女性の活躍や男性の家事・育児への参画促進の取組の一つとして、「やまがたイクボス同盟」に御参加いただける企業経営者の皆様を広く募集しています。

対象：県内に事業所を有し、同盟の趣旨に賛同する企業・団体等／申込方法：申込書に記入し、メール又はFAXにて申込

<http://www2.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010003/zyosei/iku-boss-doumei/iku-boss-doumei.html>

【栃木県】 足利市

女性・ママのための就活準備セミナー in 足利

→結婚・出産・育児等で一度お仕事から離れたけれど、求職中又はいずれ働きたいと思っている女性のために「今時の就活事情って？ワークライフバランスどうしたい？」をテーマとした「就活の進め方」と「ライフプラン作成」についてのセミナーを実施します。

日時・場所：2019年10月9日（水）、10月23日（水）、11月6日（水）10時30分～12時 足利市さいこうふれあいセンター 生涯学習室／定員：各回10名程度／参加費：無料／申込方法：電話、メール又はFAXにて。当日参加も可能。

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/working-women.html>

【東京都】

柔軟な働き方をしたい方への就職マッチングイベント

→テレワークを取り入れ、人材の採用・定着を目指している都内の企業と、柔軟な働き方を希望する方をマッチングするために求職者向けのセミナー、面接会を実施します。

日時・場所：2019年10月16日（水）13～17時（12時30分 受付開始）東京テレワーク推進センター セミナールーム／定員：30名／参加費：無料

<https://tokyo-telework.jp/seminar/matching/20191016.html>

【静岡県】

静岡県イクボス養成推進プログラム「イクボス養成実践研修会」

→働き方改革とダイバーシティ推進に欠かせない「イクボス」管理職を養成するプログラムです。

開催日：東部 2019 年 10 月 9 日（水）、西部/中部 10 月 25 日（金）下田 11 月 7 日（木）

※会場・時間は HP にて確認を／対象：男女問わず、すべての経営者・管理職・人事担当者／定員：各会場 60 名（先着順）／申込方法：申込フォーム又は FAX／締切：東部 10 月 2 日（水）、西部/中部 10 月 18 日（金）、下田 10 月 31 日（木）17 時必着

<https://ikuboss.com/shizuokaken2019.html>

【愛知県】

イクボス養成講座を開催します！

→企業の管理職や中小企業経営者等を対象に、働き方の見直しやチームワークの重要性などについて理解促進を図るため、県内 3 か所でイクボス養成講座を開催します。

開催日・場所：尾張地域 2019 年 10 月 16 日（水）瀬戸市役所 4 階 大会議室、西三河地域 10 月 11 日（金）豊田商工会議所 2 階 多目的ルーム、東三河地域 10 月 17 日（木）東三河県庁、いずれも 13 時 30 分～16 時まで／参加費：無料

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/ikubosu-matome.html>

【京都府】

仕事とダブルケア（介護・子育て）両立支援ガイドブックが完成しました

→ダブルケアに関する両立支援ガイドブック（P16）が完成しました。郵送を御希望の方はお問い合わせください。

<https://kyoto-womens.org/business>

【兵庫県】神戸市

あすてっぷ講演会【哲学で人生と働き方を変える～心が豊かになる暮らし方・働き方とは？～】

→講師 小川仁志氏を迎え、これからの新しい時代に誰もが自分を大切に自分らしく生きていくのにはどうすればよいのか、哲学の視点からわかりやすくお話いただきます。

日時・場所：2019 年 10 月 19 日（土）13 時 30 分～15 時 30 分 あすてっぷ KOBE（神戸市男女共同参画センター）2 階セミナー室／定員：100 名（先着順）／参加費：無料／申込方法：サイト又は電話にて申込

http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/asuteppu/ast_koenkai.html

【佐賀県】

『Let's“ゆとり”!キャンペーン』参加事業所を募集しています

→ワーク・ライフ・バランス推進の一環として、ノー残業や年次有給休暇の取得促進などの労働時間短縮に取り組むキャンペーンに参加する事業所を募集しています。

キャンペーン期間：2019年9月1日（日）～11月30日（土）、（内9月11日（水）・10月9日（水）・11月13日（水）は≪県内一斉ノー残業デー≫）／参加対象：県内企業及び事業所等（部署ごとでの参加も可）／応募期限：～11月30日（土）／応募方法：申込用紙に記入の上、県産業人材課宛に FAX 又はメールで応募

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00356868/index.html>

【宮崎県】

「宮崎県男女共同参画地域推進員養成講座（基礎編）」受講者を募集します

→「男だから□□、女だから○○って、なんだか窮屈…」「職場や地域をもっと居心地のよい場所にしたい！」そんな思いを持つあなたへの、肩の凝らない楽しく学べる講座です。

日時・場所：2019年10月19日（水）13～16時、10月20日（日）10～16時 ※2日間の講座です／宮崎県男女共同参画センター2階研修室／定員：20名程度／参加費：無料／申込方法：申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送／申込締切：10月1日（火）まで <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/seikatsu-kyodo-danjo/kurashi/jinken/suishininkouza2019.html>

【編集後記】

年功序列という言葉の存在が薄くなり、成果主義もしくはその中間的な人事評価制度を実施する企業が増えてきました。これを適正に実行するためには、評価を行う明確な基準が必要です。「企業等における仕事と生活の調和に関する調査研究報告書」によると、72.4%の企業が個人の評価基準の明確化を重視していると答えています。それは従業員規模が大きいほど割合が上がり、1,001人以上の大企業については81.4%が重視しているという結果になりました。個々の力を活かすためにも、まずは何が基準値になっているのか認識することが大切です。10月からの年度後半に向け、自身の仕事について改めて見直したいと思っています。

※「企業等における仕事と生活の調和に関する調査研究報告書」（平成31年3月）内閣府調べ

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>